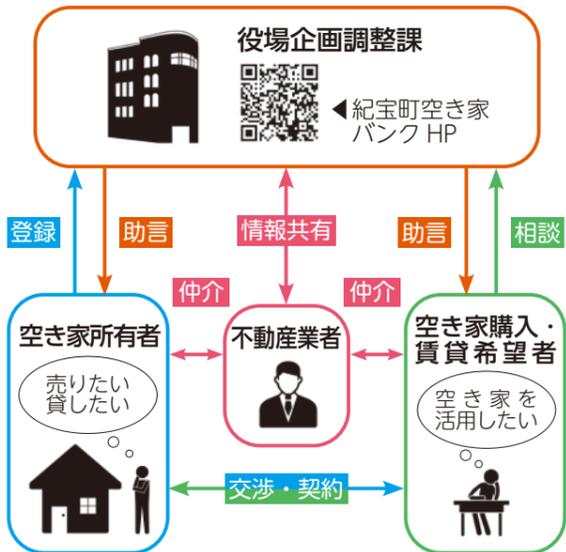


◆空き家バンクイメージ図



※交渉や契約は、当事者同士で行う直接型か、仲介業者を介して行う間接型を選択できます。間接型は仲介手数料が発生します。

**「空き家バンク」に登録しませんか**  
町に移住・定住を希望し物件を探している方に、売買や賃貸を希望されている町内の空き家情報を発信し、空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク事業を行っています。

でもそのまま登録することができます。入居者自身や入居者が知り合いに依頼し、片付けや修繕を実施するケースもありますので、売買や賃貸まで所有者の負担なしで空き家を有効利用できる場合があります。

町内に「貸してもいい」「売ってもいい」という空き家をお持ちの方は、お気軽に役場企画調整課までご連絡ください。

▼詳しくは役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。



その空き家、だれかにとって必要なお家かも!?

Real Voice

私にとって大事な家をだれかに大事に使ってほしい



やまがみ ともひで 山上 智英さん

父親が亡くなり、家を相続しました。親族の帰省時に使っていたので、月に一度は換気をしたり、掃除をしたりして管理してきました。今後について考えていたところ空き家バンク制度を知り、親の思い出が残る家を貸し出すことに抵抗はありませんが、子どもたちが住む予定もないので、だれかに使ってもらえたらと思い、空き家バンクに登録することを決意しました。

相続した家を賃貸住宅として貸し出しましたが、契約のときは不動産業者に仲介してもらったので、手間が省け、トラブルもなく進めていくことができました。

私にとって大事な家なので、この先ずっと大事に使っていただけたらありがたいです。

空き家に関する補助制度

町では空き家の有効活用および移住・定住の促進を図るため、支援を行っています。そのほかの制度については、右記QRコードからご確認ください。



町HP

空き家リノベーション支援事業

町外から移住する方が空き家を改修して住む場合、改修費用の一部を支援します。  
※移住者と契約した空き家の所有者の方も対象。  
【交付額】工事費の3分の1（上限50万円）  
※事前申請が必要で、申請期限があります。

空き家バンク登録促進助成金事業

- ①空き家バンクに物件を登録するため、町内業者に委託して空き家の清掃や家財道具などの残置物の搬出・処理を行う場合に費用の一部を支援します。  
【交付額】対象費用の2分の1（上限3万円）
  - ②空き家バンクに物件を登録するため、町内の建設業者の施工で修繕を行う場合に工事費用の一部を支援します。  
【交付額】対象費用の3分の1（上限10万円）
- ※①②とも事前申請が必要です。

**空き家の問題は他人事ではありません**  
家屋は、適切な管理がされないと劣化が早く進みます。放置された空き家は、ごみの

**あなたの大切なお家がだれかの帰る場所に**  
生まれ育った家に愛着があるため売却をためらったり、親族のだれかが住むかもと考えられています。

**全国の空き家件数は過去最高**  
平成30年に行われた「住宅・土地統計調査」によると、全国の空き家は約849万戸、空き家率13・6%と過去最高でした。

町内でも、約6,000戸のうち約16%の940戸が空き家と想定されており、少子高齢化による人口減少などに伴い、空き家の件数はさらに増加していくと考えられています。

不法投棄、悪臭など、地域住民への迷惑になるばかりでなく、最悪の場合には倒壊などの事故が起きた際に損害賠償責任を負うこともあり、そのならぬためにも適切な管理が必要です。

相続や介護によって突然自分が空き家の管理者になるとは十分に考えられます。親族が健在のうちから「今後だれが、どのように管理するか」をあらかじめ考えておくことが重要です。

町内の空き家を求めている方もたくさんいますので、大切なお家が老朽化して住めなくなる前に売買や賃貸を考えてみてはいかがでしょうか。

老朽化が進み、100万円以上の費用をかけて解体を考えていた家屋を譲ってほしいと申し出を受け、無償で譲り渡したケースもあります。

あなたにとって思い入れのある大切なお家がだれかの帰る場所になるかもしれません。大切な財産のバトンをつなぎませんか。



無償で譲られた家